

【レポートの続き】: 米国特許明細書と日本特許明細書を読み比べてみた

能動的にせよ受動的にせよ、お金が稼げる「特許仕様書」は商品であると言えることができるだろう。米国の「特許仕様書」は読んでいて、なるほどこの特許ならビジネスができそうだという気にさせる「面白さ」がある。一方、日本の「特許仕様書」はまったく読む気にもなれない。

この一つの例を国内の特許仕様書にみることができる。日本の特許仕様書の大きな特徴の一つに、その発明が属する技術分野と先行技術(関連技術)の説明がきわめてずさんと言うことが上げられる。これは発明者や明細書作成者が手を抜いているというよりも、はじめから、全体の中に自分の発明を位置づけるという意識が乏しいことが原因と推測する。したがって、全体の中にある自分を位置づけ、それによって自分の存在を「強く」主張する西洋世界では、とても理解されうるものではない。英語の文章が稚拙であるとか文法的におかしいなどと言う以前のところで、つまり「構造的」なところで、すれ違いが生じていることになる。

中でも、発明の要約(Summary of the Invention)の記述が請求項の丸写しに出会った。請求項を読んでも内容がよく理解できないので、明細書の部分を読んで理解の支援を得ようとしたが請求項がそのまま貼り付けていた。今度は要約文を読もうとしたら、同じものが貼り付けてあった。

これは日本の特許明細書でよく見かけるスタイルであるが、それがそのまま翻訳されて海を越えているとすれば問題である。発明の説明は、「文章」で記述していただくかねばならない筈である。請求項のそのまま貼り付けるのはルール違反にならないのか。当業者の方に是非、意見を聞きたい。

考えるに、面倒だからといって発明の説明を請求項の貼り付けで手抜きをする手法は、国内において身内の中のことだから、まあ好きなようにやってくれと、見てみぬふりもできるが、それが一見英語風に翻訳されて世界にお披露目されるとなると、心も暗くなってしまう。(篠原泰正)